

公認会計士に聞く

家族信託制度を活用した相続対策

第1回 家族信託の仕組み

家族信託は家族の財産を守り 次の世代に継いでいくための方法

表1

家族信託の期待される効果

- 遺言の代わりとしての信託
- 2次相続を指定するための信託
- 認知症対策としての信託
- 未成年や障がいのある人のための信託
- 不動産の分割や共有を回避するための信託

とされるものの、公認会計士、税理士の深谷と申します。札幌で相続対策や事業承継に関するご相談をお受けする一方で、提携する弁護士や司法書士と共に株式会社つなぐ相続アドバイザーズを立ち上げ、相続対策や事業承継に際してお客様が必要とされるサービスをワンストップにてご提供しております。また、同社では家族信託を活用した相続対策に力を入れており、当該分野では道内で先進的な試みを進めております。今回は、活用の裾野が広がりにつつある家族信託制度を活用した相続対策をご紹介します。

さて、家族信託という言葉は、皆さんは聞きなれたことありますか？ 私がこれまでお会いしたお客様の約半分は、始め「投資信託」のような金融商品をイメージされましたが、家族信託とは資産運用のための投資商品ではありません。また、特定の金融機関が提供する金融商品やサービスでもありません。

家族信託とは、ご家族の財産を守り、次の世代に継いでいくための方法であり、信託法という法律で定められた制度の活用になります。我が国では、これまで信託銀行などが提供する信託商品（サービス）の利用に信託制度の活用が限定されていましたが、2007年に関連する法律が改正されて、家族信託という制度の利用が可能になりました。

家族信託には様々な活用方法があり、代表的なものには表1のようになります。

それでは、家族信託がなぜ表1のような効果を発揮できるのか、家族信託の仕組みについてご説明します。まず、家族信託は①財産を保有している人で、その財産の管理や処分を委託している人（委託者）と、②委託者から財産の管理や処分を託される人（受託者）、③財産から生じる利益を受ける人（受益者）、の3つの役割から構成されます。（図1参照）ここで大事になるのが、受託者は受益者のために財産の管理や処分を行うという点であり、委託者と受益者は同じ人でも構いません。家族信託は、信託契約という委託者と受託者の間の契約として成立し、不動産が対象となる場合には不動産登記にも反映されます。受益者は委託者が指名できたり、ある人を受益者に指名して、その人が亡くなった場合に別の人が受益者となることをあらかじめ決めたりできることです。これは、何かに似ていると思いませんか？ そ

うです、遺言です。これが信託の遺言代用機能と呼ばれるものです。さらに、信託では次の次に承継する人も定めることができるため、遺言では対応できない2次相続における相続人まで指定することができます。

また、オーナー（委託者）が認知症になつた場合でも、信託された財産は受託者の名義で管理されるため、成年後見制度を選択しなくても、ご家族の都合に応じた柔軟な管理が可能となります。これが、認知症対策としての家族信託の活用です。

図1では、もっとも一般的な形態として賃貸マンションを対象に家族信託を設定した場合について図で示しています。現在のオーナーであるAさんが、ご長男に信託をし、受益者には当初ご自身を指名し、亡くなったあとは奥さまを受益者にし、奥さまが亡くなったあとは信託を終了してご長男が物件を承継する流れです。

最後に家族信託にはまだまだ様々な使い方がありますが、一方で設定内容を誤ると思わぬ税金が発生することもありますので、活用際には専門家のアドバイスを受けることをおすすめします。

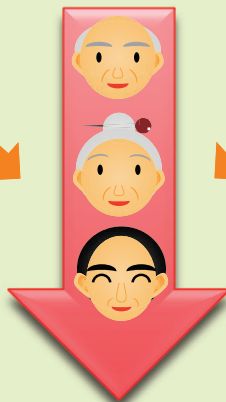
図1 [賃貸マンションを対象とした信託]

不動産の管理を委ねます

受益者を決めます

受益者のために管理し、家賃収入を分配します

ご自身やご家族 (受益者)



平成12年北海道大学経済学部卒。平成22年オランダ Rotterdam School of Management MBA 取得。大手証券会社で公認会計士資格を取得、その後外資系保険会社での勤務を経て、平成25年に公認会計士及び税理士として独立開業。(株)つなぐ相続アドバイザーズ代表取締役シニア・プライベートバンカー (公益社団法人 日本証券アナリスト協会認定)、(一社) 家族信託普及協会 会員

(株)つなぐ相続アドバイザーズ
〒060-0002札幌市中央区北2条西9丁目1番地
TEL 011-555-5019 HP www.tsunagu-s.jp